

行 財 政

1 行財政改革計画の策定及び推進

「はばたけ未来へ！ 京プラン2025（京都市基本計画）」（令和3年3月策定）の「行政経営の大綱」に掲げる財政構造の抜本的な改革を着実に実行し、公債償還基金の計画外の取崩しなど、特別の財源対策からの脱却の道筋を示すため、令和3年8月に「行財政改革計画」を策定しました。本計画に基づき、市民の皆様、事業者の皆様の御理解・御協力を得ながら、国との緊密な連携、府市協調の下、行財政改革と都市の成長戦略を進めてきた結果、令和5年度決算では、令和4年度に続き、特別の財源対策を実施せずに黒字を達成することができました。また、将来世代へ負担を先送りしない財政運営を推進し、過去負債（公債償還基金の計画外の取崩し）を470億円まで圧縮しました。

このように京都市の財政状況は改善し、直面していた危機を回避することはできましたが、今後も緊張感を持った財政運営が必要です。

京都市持続可能な行財政運営の推進に関する条例に基づき、学識経験者の方々から御意見をいただきながら、現行の行財政改革計画の総括をしっかりと行い、市会でも御議論いただいたうえで、「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向けた新たな計画を令和7年度予算に合わせて策定してまいります。

2 ふるさと納税・企業版ふるさと納税

平成20年度税制改正に伴う地方税法の一部改正により、新たに創設されたふるさと納税制度に基づき、個人からの寄付金収入による財源確保に取り組んでいます。

各種応援メニューを設け、京都を愛する多くの皆様の力添えをいただき、その思いを実現するとともに本市の施策を一層推進していくため、返礼品の充実をはじめ、ふるさと納税ポータルサイトの活用など、さらなる寄付獲得に向け、取り組んでまいります。

また、令和2年度税制改正において、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に、税制上の優遇措置が受

けられる「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」が拡充され、適用期限が令和 6 年度まで延長されたことから、企業版ふるさと納税についても、寄付獲得に向け取り組んでまいります。

3 課税自主権の活用

本市では、政策目的の達成のための一つとして活用する場合や、歳入歳出の改革を徹底する中でも、本市独自の財政需要を賄うための財源を確保する必要がある場合に、新税、超過課税等の課税自主権の活用を検討することとしており、そのための附属機関として、「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」を設置しています。

現在の取組として、施行後 5 年を迎えた宿泊税について、施行状況や社会経済情勢の変化等を勘案し、税率の引上げを含む制度の在り方について幅広く必要な見直しを検討するため、令和 6 年 4 月に本検討委員会に諮問し、議論を進めています。

また、「非居住住宅利活用促進税」の課税開始に向けて、引き続き、詳細な事務運用基準の策定や課税システムの開発に係る調査・検討等を進めるとともに、課税開始前から空き家等の利活用を促進できるよう、周知・広報に取り組んでまいります。

4 保有資産の積極的かつ戦略的な有効活用

(1) 概要

学校跡地をはじめとする保有資産について、中長期も踏まえた税収の増加や人口増加、雇用創出、地域活性化等といった観点から、積極的かつ戦略的な有効活用を図っており、引き続き、行財政改革計画に基づき、取組を進めてまいります。

また、保有資産の魅力の向上や税外収入の更なる確保を図るため、民間活力を活用し、ネーミングライツや広告事業等の取組を強力に推進してまいります。

(2) 学校跡地活用

統合により生み出された学校跡地については、本市全体の発展や都心地

域の再生に資する跡地活用となるよう、平成6年8月に策定した「都心部における小学校跡地の活用についての基本方針」に基づき、芸術センター、国際マンガミュージアムなど、多種多様な施設を整備してきました。

平成23年11月には、学校統合の進展や本格的な活用に至らなかった跡地の状況などに対応するため、新たに「学校跡地活用の今後の進め方の方針」を策定し、本市事業に加え、公共的・公益的な団体による事業や民間事業による活用も可能としました。この方針に基づき、平成24年7月からは、学校跡地を長期にわたり全面的に活用する事業を対象として、民間等事業者からの提案を広く募集し、平成27年6月には、事業者のニーズを集約し、地域がより主体的に参加できる仕組みとして、「事業者登録制度」を導入しました。

現在、5校の学校跡地（元清水小学校・元立誠小学校・元白川小学校（元栗田小学校）・元植柳小学校・元新道小学校）で事業者と土地貸付契約を締結しています。

元清水小学校：宿泊施設（令和2年3月オープン）

元立誠小学校：文化・商業・宿泊の複合施設（令和2年7月オープン）

元白川小学校（元栗田小学校）：宿泊施設（令和4年7月オープン）

元植柳小学校：宿泊施設（令和5年9月オープン）

元新道小学校：宿泊施設（工事中）

今後も本市の政策課題や地域の活性化に資する活用の実現に向けて取り組んでまいります。

5 公共施設マネジメントの推進

「京都市公共施設マネジメント基本方針」（平成26年3月）及び「京都市公共施設マネジメント基本計画」（平成27年3月策定、同31年3月改訂）に基づき、効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化や施設保有量の最適化など、公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組を全庁的に進めています。

令和4年3月には、さらに計画の実効性を持たせるため、数値目標やその達成のための取組を具体化した「持続可能な施設運営に向けた保有量の最適

化方針」を策定しました。将来にわたって公共サービスを維持・向上させていくために、これからの時代にあった公共施設のより良い姿の実現に向け、取組を進めています。

庁舎施設（市民利用施設、庁舎等）については、施設類型別計画（個別施設計画）である「京都市庁舎施設マネジメント計画」（平成 29 年 3 月）により、長寿命化と保有量の最適化に関してより具体的な取組を進めています。

6 危機管理・防災・減災

(1) 危機管理分野

地震・風水害といった自然災害や大規模事故だけでなく、テロ災害や予期せぬ危機事象など、あらゆる危機の発生に的確に対応するため、「危機管理監」及び「防災危機管理室」を設置するとともに、危機のレベルとその対応体制、危機発生時の情報処理の基本などを明示した「京都市危機管理基本計画（危機管理対応指針）」を策定し、より迅速で、より実効性のある、全庁的な危機管理体制を構築しています。

また、この基本計画に基づき、局等が各々で所管する事務に関連する危機に具体的に対応するための「危機管理計画」を策定・運用するなど、全庁を挙げて市民の生命、身体、財産を守る体制を整備しています。

令和元年 12 月には、様々な危機事象への対策本部として、情報の収集・整理・伝達、対策の立案、決定、指示を一元的に行う「京都市危機管理センター」を京都市役所分庁舎 4 階に設置し、運用しています。

ア 国民保護

国民保護法において、地方公共団体の国民の保護のための措置に関する責務について定められていることから、本市においても、国民保護に関する諮問機関である「京都市国民保護協議会」を設置するなど体制を整備しています。また、京都市国民保護協議会での審議や市民の皆様からの意見を踏まえ、「京都市国民保護計画」を策定し、万一の大規模テロや武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護するための仕組みを構築しています。

(2) 防災分野

本市では、地震被害想定や地域防災計画に基づき、防災対策を着実かつ迅速に進めています。

また、自助、共助、公助の基本理念に基づく市民、事業所、地域、行政の役割を明確にするとともに、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本とした市民と行政との協働による防災まちづくりを推進するとともに、災害応急活動体制等の整備拡充に取り組んできました。

平成 24 年 4 月には、有事における災害対応や復旧等を進めていくための全庁横断的な調整力・指導力の強化を図るため、防災危機管理室を消防局から行財政局へ移管するとともに、地域防災力の強化に向け、全ての区役所・支所に地域防災係長を配置しました。また、平成 26 年 4 月には、平成 16 年 4 月から防災危機管理室に兼職・併任としていた各局等の庶務担当部長等に加えて、全区役所・支所の地域力推進室長及び同室地域防災係長を防災危機管理室に兼職としました。

なお、令和 2 年 4 月には、災害救助法における救助実施市の指定を受け、大規模災害時における被災者の救助の円滑かつ迅速な実施を図る体制を整えました。

ア 防災会議

京都市防災会議は、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき設置しているもので、京都市と府や国の機関、ライフライン関係事業者などの防災関係機関で構成されています。

防災会議では、地域防災計画を作成し、毎年検討を加えて必要があると認めるときはこれを修正し、また、その実施の推進、総合防災訓練の実施や防災に関する重要事項の審議等を行います。

イ 地域防災計画

京都市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき京都市防災会議において作成しています。

この計画は、災害の防止と被害の軽減に向けた総合的な防災対策をまとめたもので、災害時における行政と市民の役割を明確にし、地震災害をはじめ、台風や集中豪雨等による風水害、土砂災害、突発的な重大事

故や原子力災害などの各種災害に備えた計画としています。

ウ 災害対策本部

京都市災害対策本部は、台風や集中豪雨等による風水害や突発的に重大事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合、京都市域に震度 5 弱以上の地震が発生した場合などに、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき市長が設置します。防災関係機関と連携して迅速に的確な対応を行い、全庁体制で災害応急活動や復旧活動に取り組みます。

(3) 原子力災害対策分野

ア 防災会議専門委員会（原子力部会）の設置

より専門的な知見に基づき、本市の原子力防災の推進を図るべく、平成 24 年 6 月に設置された京都市防災会議専門委員会の一つである原子力部会において、「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」の見直し及び原子力災害対策の取組の推進について、検討や協議を行っています。

イ 「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」の策定

平成 24 年 10 月、国の原子力規制委員会により策定された原子力災害対策指針において、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）が「原発から概ね半径 30km を目安とする区域」と示されたことにより、本市では大飯原発から半径 32.5km 圏内の左京区及び右京区の北部地域を UPZ と定め、平成 25 年 3 月、同指針に準拠した「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」を策定しました。今後も、最新の科学的知見に基づき、逐次、本計画の見直し、修正を行います。

ウ 計画に基づく原子力災害対策の実施及び強化・充実

策定した計画に基づき、国、府、原子力事業者等との連携強化、原子力災害情報の収集・伝達体制の整備、環境放射線モニタリングの強化・充実、UPZ 地域における避難マニュアルの作成、原子力災害を想定した防災訓練の実施、内部被ばく防護措置として安定ヨウ素剤の備蓄、市民に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発など、UPZ 地域の住民はもとより、市民の生命、身体及び財産を守るため、原子力災害対策の取組を推進しています。

(4) 防災・災害情報の収集、共有及び市民への周知

ア 情報の収集及び共有

(7) 京都市防災情報システム

市及び区災害対策本部で災害被害情報、市内河川水位及び市内雨量情報等の災害情報を共有できる京都市防災情報システムを導入しています。

(8) オペレーションシステム等

京都市危機管理センター内に、移動式大型マルチディスプレイ 2 機を整備し、災害対策本部として収集する各種情報について、リアルタイムに必要な情報を複数選択し、同時に表示することで、対応の迅速化と情報共有の強化を図っています。

(9) 情報共有システム

令和元年度、LINE WORKS を導入することにより、自然災害をはじめとする危機事象発生時における庁内での迅速かつ的確に情報共有できる仕組みを構築しました。

(10) J-ALERT、Em-Net

総務省消防庁から緊急情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び首相官邸の危機管理センターから直接緊急情報を受信する緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）により、国民保護・危機事象等に対応するための情報収集体制を整備しています。

イ 市民への情報周知

(7) インターネットによる情報提供

防災情報の周知と緊急情報のリアルタイム発信のため、「京都市防災ポータルサイト」等を運用しています。

京都市防災ポータルサイトでは、地震・水害・土砂災害のハザードマップなどの自然災害に備えるための防災情報や災害発生後のり災証明・被災者支援に関する情報等を掲載しています。京都市域において気象警報発表中は災害時緊急画面に自動で切り替わり、気象情報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等のほか、避難情報の発令状況等の緊急情報を発信します。また、自動翻訳による多言語対応や、スマート

フォン・タブレット等に対応したフレキシブルデザインを採用しており、市民だけではなく外国からの観光客等に対しても、同様の防災情報を提供しています。

さらに、市民の投稿による災害情報の共有手段として、気象情報会社ウェザーニューズ社との協定により、共同でウェブサイト「きょうと減災プロジェクト」を運営しています。

(4) 多メディア一斉送信システム及び避難情報伝達システムによるメッセージ配信

事前に登録された自主防災会関係者に対し、固定電話又はファクシミリにより、気象警報や避難情報を伝達しています。また、平成27年度からは、携帯電話で配信される緊急速報メールが受信できない高齢者等の避難行動要支援者のうち希望者に対して、固定電話又はファクシミリにより避難情報を伝達しています。

(5) 大型文字表示装置による情報発信

京都駅前に設置の大型文字表示装置で気象警報、京都市の災害体制避難情報を発信しています。

(6) 緊急速報メール

京都市内にある携帯電話等に対して直接メッセージを一斉配信するための携帯電話会社（NTTドコモ、ソフトバンク、KDDI、楽天モバイル）のサービスを利用して人命にかかわる避難情報等を発信しています。

(7) 避難情報案内システム

避難情報は学区単位で発令しますが、自分が住んでいる学区等が分からない市民等向けに、電話で自動音声応答システムの操作ガイダンスに従って郵便番号を入力していただくことにより、学区ごとの避難情報を案内しています。

ウ 被災者支援業務

大規模災害時に多数の「被災者」を迅速に認定するため、災害直後に行う建物被害認定調査及びデータ化、り災証明発行と発行状況の管理、被災者台帳の管理をトータルにサポートする「被災者台帳システム」を平成24年度に導入し、京都市内で局地的に大きな被害をもたらした平成

25年台風第18号による災害において初めて運用しました。

また、平成30年の大阪府北部地震を踏まえ、内閣府からの通知に基づき、建物被害が一部損壊の場合に限り、現地での調査を省略し、被災された方が撮影した写真等から判定を行う「自己判定方式」を導入し、迅速な災証明書の発行に努めています。

さらに、令和5年6月、市民の皆様の利便性向上を図るため、災証明書申請手続の電子受付を開始しています。

7 職員力・組織力の向上に向けた取組の推進

本市では、令和3年3月に策定した「京都市職員力・組織力向上プラン3rdステージ」（令和3～7年度）に基づき、前例に捉われず創造性を持ち、挑戦・改革する職員の育成と組織づくりを進めるとともに、多様な職員がいきいきと働き、生産性を向上させる「働き方の見直し」を重点テーマとして、職員力及び組織力の向上に向けた各種取組を推進しています。

具体的には、職員の意欲や能力向上に向け、能力・実績を一層重視する人事・給与制度への見直しや職員の主体的なキャリア形成やスキルアップを支援する研修の実施、多様で柔軟かつ効率的な働き方の推進に向け、在宅勤務制度やモバイルワークの導入、ICTツールの活用などに取り組んでおり、引き続き、職員力・組織力の向上に取り組んでまいります。

8 コンプライアンスの推進

平成21年度に策定した「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、職員一人ひとりに「法令に従い、これを確実に守るという基本を徹底するとともに、常に「法の一般原則」に立ち返り、創造的かつ主体的に職務を遂行すること」、すなわち「コンプライアンス」の更なる浸透を図るとともに、コンプライアンス推進月間の取組等を通じて、所属における服務管理及び業務管理の点検を行っています。

さらに、平成25年9月には、「監察監」及び「統括監察員」を新設するなど、服務及び業務監察体制の強化を図っており、服務規律の遵守や適正な業務執行の徹底のため、引き続き、庁内の監察や研修の充実などに取り組んで

まいります。

また、令和 2 年度からは、新たに地方自治法に定められた内部統制制度の運用を開始し、引き続き適正な事務の確保に向けた取組を進めております。

9 市庁舎整備の推進

現在の市庁舎は、昭和 2 年に本庁舎東館、昭和 6 年に本庁舎西館と西庁舎を建設し、その後、北庁舎の整備を経て今日に至っています。築 90 年を超えた本庁舎については、近代建築物として歴史的・文化的価値を有している一方で、本庁舎を含めた現市庁舎は、耐震性能の不足をはじめ、執務室の分散化や狭あい化等の多くの課題を抱えております。これらの課題を解決するとともに、大規模災害時の拠点施設としての機能を確保するなど、市民のための市役所づくりを実現することを目指し、平成 2 年度に市庁舎整備基金の積立てを開始し、市庁舎整備の取組を進めてまいりました。

その後、本市の厳しい財政状況の中で、市庁舎整備の検討を一時見送らなければならない時期もありましたが、平成 17 年には耐震改修促進法が改正され、地方公共団体の庁舎には、災害時における拠点施設として、耐震性能の確保が求められるようになりました。

そのため、外部有識者で構成する市庁舎整備懇談会を設置し、平成 22 年 3 月にとりまとめていただいた提言を踏まえ、平成 23 年 2 月に「現在地での整備」及び「本庁舎を耐震改修し保存・活用すること」を定め、公表しました。

このような中、平成 23 年 3 月には未曾有の大災害「東日本大震災」が発生し、その際には改めて行政機能の重要性が認識されました。また、近い将来、南海トラフ巨大地震が起こり得る可能性もあり、防災拠点としての市庁舎の整備が「待ったなし」の状況です。

このため、市民の安心・安全を守り、現市庁舎が抱える様々な課題を速やかに解消する基本的な方向性をまとめた「市庁舎整備基本構想」を平成 25 年 3 月に策定し、その基本構想を基に、より具体的な整備手法等を定めた「市庁舎整備基本計画」を平成 26 年 3 月に策定しました。

なお、構想・計画の策定にあたっては、市会海外行政調査団からも「先進の環境・エネルギー技術の導入」などの意見をいただき、それらの内容を構

想・計画に反映させていただいています。

平成 26 年度から本・西・北及び分庁舎の設計等を行い、平成 27 年度及び平成 28 年度に公表した基本設計及び実施設計に基づいて、平成 29 年度に本・西及び分庁舎の建設工事に着手し、平成 31 年 3 月に西庁舎、令和元年 5 月に分庁舎、令和 3 年 8 月に本庁舎が完成しました。

令和 6 年度については、令和 7 年 2 月末の完成に向け、引き続き北庁舎の建替工事を推進し、市民の安心・安全な暮らしを守る防災拠点として必要な耐震性能を確保するとともに、誰もが訪れやすく、利用しやすい開かれた市庁舎となるよう、引き続き取組を進めてまいります。

10 効果的かつ効率的な債権回収の推進

「「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画」に「効果的かつ効率的な債権回収の推進」を掲げて以降、債権管理対策本部の下、全庁一体的に適正かつ計画的な債権管理を行うとともに、平成 29 年 3 月に制定した京都市債権管理条例に基づき、債権の管理・回収にかかわる事務処理手順を統一及び明らかにすることにより、債権の回収を適切に推進してまいりました。

また、「行財政改革計画」において、「強制執行の申立てなど法的措置を講じた債権回収を強力に推進」を掲げ、資力のある滞納者に対する強制執行に向けた支払督促の実施のほか、債権管理・回収に携わる職員の育成の強化等に取り組んでおり、引き続き、効果的・効率的な債権回収を推進してまいります。

11 公契約基本条例に基づく取組の推進

平成 27 年 11 月に施行した京都市公契約基本条例に基づき、公共事業の市内中小企業への発注や、市内中小企業の下請参入を本市の方針として発信し、市内中小企業の受注等の機会の増大に努めています。

また、一定の公契約の受注者等に対し、労働関係法令の遵守状況についての報告書の提出を義務付け、違反者には、その事業者名を公表する等の措置を採ることにより、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保に取り組んでいます。

これらの公契約基本条例に基づく取組について、その実施状況を、公契約審査委員会に報告し、様々な意見を聴取しながら、引き続き取組を推進してまいります。